



令和6年度 第3回 始良市子ども・子育て会議

日時 令和6年11月7日（木）

午後6時30分～

場所 始良市役所本庁舎3階 大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

（1）第3期始良市子ども・子育て支援事業計画の内容について

（第2期計画の評価、第3期計画の体系）

…資料1、資料2

（2）児童クラブの新設と委託について（児童クラブよつば） …資料3

4 その他

5 閉会

第2期計画の評価

(1) 第2期計画の提供体制についての評価

① 教育・保育の提供体制

事業	評価
【3～5歳】 1号認定及び2号認定(教育希望)	確保ができています。
【3～5歳】 2号認定(保育希望)	確保方策が量の見込を下回っており、ニーズを満たしきれていません。(3歳児)
【0歳】 3号認定	確保ができています。
【1～2歳】 3号認定	確保方策が量の見込を下回っており、ニーズを満たしきれていません。

② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

事業	評価
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	7か所の子育て支援センターを開設しており、ニーズに対する十分な確保ができています。
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	確保ができています。
一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした預かり)	確保ができています。
一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした預かり以外)	量の確保はできていますが、ニーズの多様化などにより利用に結びつかず、実績値は減少しています。
延長保育事業(時間外保育)	量の確保はできていますが、保護者の就労状況の変化などによりニーズが減少傾向にあります。
病児・病後児保育事業	事業の認知度も高まり、利用数は増加傾向にあります。ニーズに対する確保はできています。
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	新年度に入る時期は、待機児童が多少見られますが、夏休み終了以降は減少する傾向にあります。ニーズの増加に併せて新規クラブの開設を行ったことから、受入体制はおおむね確保できたと思われます。
妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票(14回分)を発行し、受診勧奨を行いました。また、多胎の妊婦については追加(5回分)の費用助成を実施しました。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の児に対して、母子保健推進員による訪問を実施し、児や保護者の状況確認や子育てに関する情報提供を行いました。訪問の結果、必要に応じて保健師等の専門職による支援を実施しました。

養育支援訪問事業（ママサポート）	特に支援が必要な保護者に対して、保健師・助産師等が訪問や面談等を行い、相談内容に応じた支援を実施しました。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要支援児童の支援に資する事業）	他事業により対応しており、本事業としては実施しませんでした。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	令和5年度は3施設で実施しています。DV や経済的な理由による母子の一時避難のニーズが高まっていることから、令和6年10月に子育て短期支援事業の対象に当該用件を追加し、新たに母子生活支援施設（4施設予定）を運用していく予定です。
利用者支援事業	母子保健型においては、保健師・助産師等の専門職を配置し、相談対応や情報提供等、妊娠期からの支援を実施しました。また、各関係機関との連携を図りながら支援を実施しました。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	令和5年度までは、「新制度未移行幼稚園」の私立幼稚園（始良市内・始良市外）の副食費免除対象者の補助を行いました。 令和6年度以降は、始良市内の私立幼稚園が、新制度幼稚園に移行したため、学校教育課で補助を行うのは、始良市外の新制度未移行幼稚園（私立幼稚園）の副食費免除対象者のみとなっています。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	実施しませんでした。

(2) 第2期計画の取組の状況

主要施策Ⅰ 子育て家庭への支援

① 子育て支援サービスの充実

取組の内容	第2期計画の取組の状況
相談事業における各行政分野との連携強化、専門の職員による相談や必要な情報の提供、子育てサークルの活動支援や一時預かり等の充実	令和6年4月1日時点で、始良市子ども館「ちるどん」を含む7か所の地域子育て支援センターを設置しており、子育て世帯に遊び・交流の場を提供するとともに、専門の職員による相談や子育て支援に係る情報の提供等により、子育てに関する不安解消に努めています。
ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業の充実と子育てに関する養育支援の充実	ファミリー・サポート・センター事業（始良市福祉協議会へ委託）は援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、助け合いによる子育て支援を継続して実施しています。 病児・病後児保育事業はコロナ後から利用者が増加しているため、利用状況を見ながらニーズの把握に努めています。
民生委員・児童委員活動等を通じた子育て家庭の状況把握、個々の家庭が抱える悩みや不安の解消	主任児童委員相互の連携を図るとともに、児童委員との連携を強めることで現状把握と行政機関等へのつなぎに努めています。
認定こども園の整備による教育・保育施設の一体的提供の推進	教育・保育施設の状況や保護者のニーズ等を踏まえながら、認定こども園の整備による教育・保育施設の一体的提供の推進に努めています。
研修等の受講促進による幼稚園教諭や保育士等のスキルの向上、教育・保育人材の確保	保育協議会との共催による研修会や、集団指導を通じて、資質の向上に努めています。また、保育士の資格を有していない保育補助員の雇用の支援を行い、保育士資格取得につながるよう努めています。
認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携	子どもが小学校に就学する際は、子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等について、幼稚園教諭・保育士等から小学校教員へ引継ぎを行うなどの連携を図っています。

② 経済的負担の軽減

取組の内容	第2期計画の取組の状況
各種経済的支援の継続的な実施及び充実	県の動向を見ながら活用できる制度の把握、実施に努めています。 【児童手当制度拡充（国制度改革）】 ・ 高校生世代への給付 ・ 所得制限の廃止 ・ 多子加算の拡充 等 【子ども医療費助成制度の拡充（市単独事業）】 ・ 課税世帯の中学生世代まで現物給付（医療機関窓口負担実質無料）の拡大
施設に対する指導監査等に関する県との連携、保護者や施設に配慮した施設等利用給付の検討・実施	適正な施設等利用給付の実施に努めています。

③ 相談支援体制の充実

取組の内容	第2期計画の取組の状況
相談支援体制の確保、事業の周知	子ども館「ちるどん」（利用者支援事業）をはじめとする子育て支援センターと必要時情報共有、連携を図りながら相談対応にあたっています。 令和6年度より、相談件数の増加により、基幹相談員を増員した上で、改めて地区割を行うことで、相談体制の確保に努めました。また、関係機関との連携を図ることにより、引き続き本基幹相談支援センターの周知を行っています。

主要施策 2 母子の健康の確保と増進

① 安心して妊娠出産できる環境の確保

取組の内容	第2期計画の取組の状況
子どもを安心して妊娠・出産できる環境の確保	出産・子育て応援事業を開始し、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援を実施する伴走型相談支援（出産子育て応援ギフト）を一体として実施しています。 不妊治療費用の一部助成については、保険適用となったため、令和6年度から実施していません。

② 親子の健康への支援

取組の内容	第2期計画の取組の状況
乳幼児健診や健康相談、訪問指導の実施、健康教育等の一層の充実	乳幼児や保護者、子育てに関する施設等を対象として、発育・発達、栄養、歯科に関する内容の健康教育を実施しています。 幼児健診において、子どもの発育・成長への理解を深め、生活リズムの重要性や、脳や目の神経の発達について集団講話を実施しています。また、健診での栄養・歯科相談（希望制）やリーフレットを通して親子含めて健康に関する情報の普及啓発を行っています。
乳幼児健診の受診率向上、相談支援体制の充実	未受診者フォロー図を作成し、未受診者への連絡や対応を標準化し連絡が取れない家庭については、関係機関と連携するように体制を整え、受診率向上及び家庭環境の早期把握に努めています。

③ 食育の推進

取組の内容	第2期計画の取組の状況
心と身体の健康づくりの推進	月齢に応じた食生活の情報提供及び、食塩摂取等の食生活の改善を促す取組を実施しています。 食育推進事業や心を育む食育講演会の実施、栄養教諭のチームティーチングによる食育指導を実施しています。 子ども読書活動推進事業と連携して、ものがたりに登場するメニューを給食に提供しました。

主要施策 3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備について

① 学校における教育環境の整備

取組の内容	第2期計画の取組の状況
主体的に学ぶ態度の育成及び知識や技能の習得、試行力・判断力・表現力等を重視した教育の推進	全小・中学校で総合的な学習の時間等において年間計画を作成し、コーディネーターのサポートを中心に、多様な活動を実施しました。また、全中学校区ごとに統括コーディネーター、家庭教育サポーターを配置し、全小学校区にはコーディネーターを配置しました。
子どもと地域住民がふれあう機会の提供やキャリア教育を一層推進する等の指導方法・指導体制の工夫改善	キャリア教育推進協議会において、小中学生の職場体験学習や職場見学、職業講話等の充実に向けた取組について協議しました。
地域の声の学校経営への反映、地域との連携・協働による地域の中の学校づくり	また、職場体験学習受入先や職業講話の講師の確保のために、「あいりキャリアサポートバンク」の見直しを図りました。青少年育成市民会議において、郷土に学び・育む青少年運動の推進を図り、地域で特色のある取組を行いました。
学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくり、子どもの心の問題に寄り添った対応	健全な家庭づくりとあいさつ運動の推進及びインターネット・SNSの適切な利用の推進のポスター作成も行い、青少年の健全な育成を図りました。

② 思春期の保健対策

取組の内容	第2期計画の取組の状況
発達に応じた保健教育の実施や普及活動の実施	市内中学校において毎年度デートDV防止講座を実施し、性についての正しい知識や情報を提供し、SNS被害を含む性犯罪・性被害を防ぐための啓発に取り組んでいます。 市内中学校(3校)に対し、ストレスマネジメント講座を実施しています。その中でストレスとの付き合い方等を学んでもらい、自殺等につながらないよう努めています。

③ 家庭の教育力の向上

取組の内容	第2期計画の取組の状況
保護者を対象とした家庭教育学級等の学習機会の充実による家庭の教育力の向上	市立4幼稚園・17小学校・5中学校に委託し、家庭教育学級を開設しました。 学級長研修会では、充実した家庭教育学級にするための講義やグループワーク等の研修を行いました。 家庭教育サポーターによる子育てサロンを実施し、保護者の悩みの解消に努めました。

主要施策４ 子育てと社会参加の両立支援

① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組み

取組の内容	第２期計画の取組の状況
家族との時間を大切にできる職場環境づくり	市報において産後パパ育休制度や育児休業制度改正について周知し、男性の育児への参画について啓発を行いました。また、令和５年度には、これからの男性の家事育児参画について考え、家事・育児等の負担感を共有し、男女ともに仕事と家庭生活の両立を図る目的の講演会を実施しました。 市ホームページにおいてワーク・ライフ・バランス推進のためのイベントや、企業向け女性活躍推進セミナーの情報提供を行っています。 令和５年度は「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」に登録している市内事業所の、女性活躍や産休・育休取得推進の取組について市報に掲載を行いました。
仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成（インターネット等を活用した意識啓発の推進、父親の子育て参加を促す講座の実施、職場や地域社会全体への男性の育児休業に関する意識啓発等の推進）	
事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発、積極的に取り組む事業所のHPへの掲載等による社会的評価の促進	

② 保育サービスの充実

取組の内容	第２期計画の取組の状況
計画で定める量の見込みと確保方策に基づく保育サービスの充実	保育ニーズが増加しているため、利用状況の把握に努めています。また、延長保育、一時預かりの量の確保を行い、保育サービスの充実に努めています。

③ 放課後の居場所づくり

取組の内容	第２期計画の取組の状況
「新・放課後子ども総合プラン」に基づくすべての児童の安全・安心な放課後の居場所の確保	「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童クラブはニーズの増加に併せて新規クラブの開設を行いましたが、すべての児童が利用できる放課後子供教室の実施はしていません。
利用者のニーズや施設の状況を踏まえた放課後児童クラブの整備の検討	利用者のニーズ増加を踏まえて、令和３年に２か所、令和４年に１か所、令和６年に１か所を新規施設として増設しました。（Ｒ３ ポラリス・宮島、Ｒ４ 陽向、Ｒ６ てんよう）
地域の実情等を考慮した放課後子供教室の実施の検討	放課後子供教室を実施していません。
（放課後子供教室を実施する場合）可能な限り一体型として実施	放課後子供教室を実施していません。

（放課後子供教室を実施する場合） 地域の実情に基づいた多様なプログラムの提供と児童の安全面に配慮した実施体制の構築	余裕教室が無いため、活用について、学校と協議は行っていません。
（放課後児童クラブ及び放課後子供教室を整備・実施する場合）小学校内の余裕教室の把握や活用について学校等との協議の実施	余裕教室が無いため、活用について、学校と協議は行っていません。
（放課後児童クラブ及び放課後子供教室を実施する場合）必要に応じた福祉部局と教育部局の連携による実施の推進	必要が生じなかったため、実施していません。
障がい・疾病・虐待等により特別な配慮を必要とする児童に対する受入体制の確保	障がい等の特別な配慮を必要とする児童の受入体制の確保として、支援員の加配を実施した施設は２か所から１１か所に増加しました。
必要に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長	開所時間の延長を推進していません。
放課後児童クラブ職員の研修参加の促進、専門的知識や技能を有する人材確保等による放課後児童クラブの質的向上	放課後児童クラブに研修の案内を通知しています。
放課後児童クラブの育成支援の内容等の周知・啓発	始良市のホームページ等に掲載することで周知しています。

④ 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

取組の内容	第２期計画の取組の状況
産前・産後休暇、育児休業期間中の保護者への情報提供・相談支援等の実施	情報提供、相談対応を継続的に行っていきます。
育児休業満了時から認定こども園、幼稚園、保育所等を円滑に利用できる環境の整備	母子健康手帳交付時の面談で、産前・産後休暇、育児休業の制度の情報提供及び職場への相談の勧めを行っています。併せて、本市の保育所等の入所に関する内容の情報提供を実施しています。

主要施策 5 専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援

① 児童虐待対策の充実

取組の内容	第2期計画の取組の状況
児童虐待防止や被害児童への支援の充実	令和6年10月に子育て短期支援事業の対象に経済困窮等による母子の一時避難を追加しました。 人権教育の一環で、小学校や保育園、地区の民生委員等を対象に虐待防止の周知・啓発に取り組んでいます。 児童虐待対策の新たな事業については、市民のニーズに応じた導入の検討が必要です。
地域の関係機関との連携・情報共有による要保護児童対策地域協議会の取組の強化(専門性を有する職員の配置や講習会等への参加を通じた本市の体制強化)	要保護児童対策地域協議会の取組として、年1回の代表者会議、年4回の実務者会議、随時開催の個別ケース会議等を通じて関係機関との情報共有を図り、ケース支援に対する役割分担など連携強化に継続して取り組んでいます。
児童相談所への通知や援助依頼等、県との連携強化	児童の安全確保のために一時保護等が必要と判断した場合は、速やかに児童相談所への送致や援助依頼等連携強化に取り組んでいます。
乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業、母子保健事業の相談・教室、関係機関との連携等を通じた家庭状況の把握、適切な支援への繋ぎ	乳幼児健診の未受診者については、乳幼児健診未受診時対応のフロー図を作成し、運用しています。早めの状況把握を行い、他部署との情報共有及び福祉部門との連携を強化しています。 母子保健事業で関わったケースについて、地区担当保健師間で日常的に情報共有を図るようにしています。また、ケース検討会を実施し、適切な支援へ繋がられるように取り組んでいます。
関係機関と市が速やかに情報共有を行うための連携体制の構築	関係機関と情報共有を図っています。
児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等の積極的な活用	虐待の発生予防・早期発見のため地域の支援者、地域資源としての児童委員や子ども食堂の活用を図っています。
児童養護施設等との連携等、社会的養護の地域資源の活用	子育て支援、虐待予防の観点から子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等の数を拡大し、活用を図っています。
県との連携による地域の中で社会的養護が行える支援体制の整備	鹿児島県と連携して市民向けの里親説明会を開催するなど里親の開拓、広報啓発に努めています。

② ひとり親家庭等の自立支援

取組の内容	第2期計画の取組の状況
ひとり親家庭等の総合的な自立支援の推進	【児童扶養手当の拡充(国制度改正)】 ・ 本体額の増額 ・ 第3子以降加算額の引き上げ ・ 所得制限の拡大 ひとり親家庭等助成制度の子どもを、利便性が高く経済的な負担が抑制される現物給付を導入する子ども医療費助成制度の対象者とみなしています。

③ 障がいのある子ども等を抱える家庭への支援

取組の内容	第2期計画の取組の状況
居宅介護や障害児通所支援、短期入所等のサービスの充実、関係機関との連携による支援体制の充実	障害児福祉サービスについては、基幹相談支援センターへの相談だけでなく、子どもみらい課での発達相談等、連携を図ることにより、多方面からサービス利用につながっており、利用者数・量とも年々増加傾向にあります。 障がい者への福祉サービスについても、基幹相談支援センターだけでなく、関係機関との連携により支援体制が図られており、利用の増加につながっています。 障がい等の特別な配慮を必要とする児童の受入体制の確保として、支援員を加配、実施した施設が2か所から11か所に増加しました。
基幹相談支援センター（あいか）の充実・周知の促進、総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりの継続	
関係機関との連携推進による障害児保育事業の充実、放課後児童クラブ等における障がい児等の受入体制の構築	

④ 不登校やひきこもりの子どもを抱える家庭への支援

取組の内容	第2期計画の取組の状況
関係機関との連携による問題を抱える家庭への訪問支援等、多様な相談に対応したきめ細やかな支援	学校や市教育委員会、SSW等と連携し、個別の支援を実施しています。

主要施策6 安全・安心なまちづくりの推進

① 子どもの安全の確保

取組の内容	第2期計画の取組の状況
子どもたちへの交通安全意識の醸成	17校区のコミュニティが学校側と連携した見守りを継続実施しています。また、地域活動としてあいさつ運動の実施や、各学校において、毎年交通安全教室を実施しています。 毎年、小学校3校を「交通安全教育推進モデル校」に指定し、交通安全意識を高める指導を行っています。

② 犯罪・事故の被害にあわないための環境の整備

取組の内容	第2期計画の取組の状況
犯罪・事故の発生予防	防犯協議会は令和5年に防犯協会に統合されました。 防犯協会から自治会への補助金（防犯灯）交付は、令和2年度までで以降廃止となっています。 青パト隊、スクールガードリーダー（4名任用）などによる見守り活動（年間31回実施）や危険個所の点検、交通安全教室は継続実施をしています。 生活安全員による防犯パトロールを実施しています。 市内約600名の「見守り隊」が登下校の見守り活動に協力しています。 各小学校区について3年に1回、通学路の合同点検を行い、道路環境の改善に努めています。

③ 子育てを支援する生活環境の整備

取組の内容	第2期計画の取組の状況
バリアフリー化の推進	バリアフリー対応のトイレ整備を進めています。 都市計画街路朝日町通線については、点字ブロックを施工しています。また、帖佐駅三拾待町線も点字ブロックを施行予定となっています。 始良新庁舎前の交差点、加治木新庁舎前の交差点（網掛川側）の交差点の段差をなくす等、歩道の一部をバリアフリー化する整備を行いました。
公園等の計画的な整備と適切な管理	遊具点検や修繕等も行い、草刈りや芝刈り等も定期的に行っています。

子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本的理念

本市においては、第1期計画及び第2期計画における基本理念として「男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり」を掲げるなど、お互いに助け合いながら子育てのできる社会の実現に向けた子育て支援を推進してきました。

お互いに助け合いながら子育てのできる社会の実現を目指す考え方は、不変であると考えられることから、本計画の基本理念について、これまでの計画を継承するものとします。

男女が共同し、子どもを安心して生み育て、
子どもが健やかに育つまちづくり

2 基本目標

本計画では、国が「こども大綱」で示す「こども政策に関する重要事項」に基づき、次の3つの基本目標を定めて施策を推進します。

基本目標1 ライフステージを通した切れ目のない支援の実現

子ども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、子どもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。本計画では、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目のない支援を実現することを目標に掲げて、全てのライフステージに共通する各施策に取り組みます。

基本目標2 ライフステージ別の課題に対する支援の充実

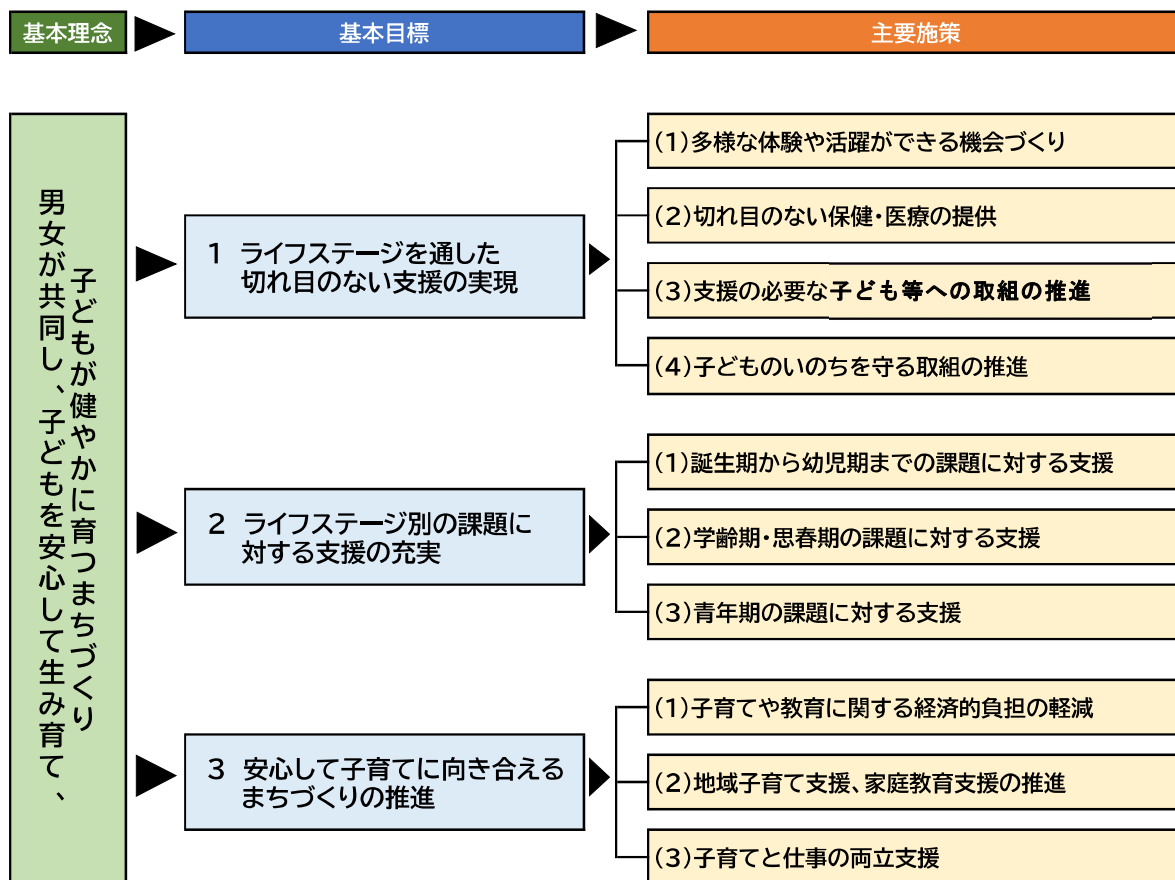
子ども・子育てに関する施策を進めるにあたっては、誕生期から幼児期、学齢期・思春期、青年期とそれぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、子どもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。本計画では、それぞれのライフステージにおいて起こりうる課題とその背景に目を向けた、きめ細やかな支援の充実に取り組みます。

確保ができています。

基本目標3 安心して子育てに向き合えるまちづくりの推進

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って子どもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。本計画では、子育て当事者への様々な支援の充実を図り、全体で支援するまちづくりの推進に取り組みます。

3 施策の体系



児童クラブよつばの新設と委託について

下記内容の児童クラブが新たに開設する。放課後児童育成健全事業の要件（支援員の配置等）を満たしたときに、市から業務委託を行いたい。

◆ 新規児童クラブの概要

開設日	令和7年4月1日	運営法人	まえだ歯科
定員	40名	対象年齢	小学1～6年生
対象の小学校区	重富小・始良小		
設置予定場所	始良市平松3526番地6（始良分遣所近く）		

◆ 位置図



◆ 市が委託を必要と判断した理由

① 登録者数の推移と空き状況

近隣の児童クラブの登録者数は増加傾向かつ、新規の受入ができない状況である

② 令和6年度末に学童保育施設が閉園（ナホミ幼児学園が実施）

ナホミ幼児学園が自主事業として、学童保育を実施している

③ 対象校区内に分譲宅地が整備されており、新たな需要が高まる可能性がある